

現場代理人及び主任(監理)技術者選定の注意事項

【 注 意 事 項 】

○国会議員，県議会議員，市町村議会議員，一部事務組合議員である者は常駐義務のある現場代理人にはなれません。

○同様に，専任を要する主任（監理）技術者にもなれません。

【 理 由 】

議員活動（議会への出席等）により，常時継続的に工事現場に係る職務のみに従事することができないため。

茨城県流域下水道事務所